

議第 1 1 2 号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

呉市手数料条例（平成 1 2 年呉市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第 1（第 2 条関係）			別表第 1（第 2 条関係）		
一般関係			一般関係		
手数料を徴収する事務	手数料の額		手数料を徴収する事務	手数料の額	
	単位	金額		単位	金額
1 租税（課税客体及び課税標準を含む。）、公課その他諸収入金に関する証明	1 件	3 0 0 円	1 租税（課税客体及び課税標準を含む。）、公課その他諸収入金に関する証明	1 件	3 0 0 円 （多機能 端 末 機 （本市の 電子計算 機と電気 通信回線 で接続さ れた端末 機で、利 用者が必 要な操作 を行うこ とにより 証明書等 を発行す る機能を 有するも のをい う。以下 同じ。）に よる交付 について は 2 0 0 円）
2～40 略			2～40 略		
備考 略			備考 略		

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

個人番号カードを利用し、コンビニエンスストア等の多機能端末機を介した所得・課税証明書の交付に係る手数料の額を引き下げするため、この条例案を提出する。